

## 税務署管轄それとも国税局管轄

**Q** : よく資本金が1億円以上だと国税局管轄になると聞きますが、この所轄はどのようなになっているのですか？

**A** : 原則として、資本金が1億円以上の法人は国税局の管轄になりますが、調査事務の効率化の観点から1億円未満の法人でも国税局管轄になることもあります。

### 【解説】

国税局の管轄となる法人の基準は、財務省令の中にある「調査査察部等の所轄事務の範囲を定める省令」に規定されており、資本金額又は出資金額が1億円以上である法人等は、原則として、各国税局の調査部が担当するとされています。したがって、基本的には、資本金が1億円以上の法人は、国税局の管轄となります。

しかし、調査事務の観点から、次のような場合には、資本金が1億円未満の法人であっても国税局の管轄になる場合もあります。

- ① 移転価格の実地調査等を要する法人
- ② 売上規模が大きく事業活動が全国展開をしている法人
- ③ 上場企業の子会社等

また逆に、次のような場合には、1億円以上の資本金であっても税務署管轄になることもあります。

- ① 同族グループ法人
- ② 特定の地域に集中して同一業種を営む法人
- ③ 取引先に税務署所管法人が大多数を占め活動地域が限定されている同族法人

